

学生等の学びを継続するための緊急給付金 募集要項（3次募集）

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』の申請を希望する学生は、「申請の手引き」をよく読み、支援対象者の要件にあてはまる場合、以下のとおり申請をしてください。

1 対象者

学部、大学院、短期大学部及び専門学校に所属する学生で、「申請の手引き」P 4 支給対象者の要件にすべて当てはまる者

※ 日本学生支援機構の給付奨学金受給者は申込みは不要です。

2 支給額等

① 支給額 10万円

② 支給方法 日本学生支援機構から本人名義の振込口座へ振込みます。

3 支援対象者の要件

「申請の手引き」P 4 を参照

4 申請方法

① 提出書類

必要書類の作成に当たっては、「申請の手引き」P 5 下段～P 6 を熟読の上、以下の(1)～(5)を提出してください。

(1) 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】

【留意事項】

※多子世帯，ひとり親世帯の場合は，「申請書の申し送り事項欄」に記載してください。

※仕送りが多額である理由，家庭からの追加支援が期待できない理由を「申請書の申し送り事項欄」に記載してください。

(2) 学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】

(3) 自宅外を証明する証明書

【留意事項】

※自宅生で家庭から学費等の援助を受けていない学生（証明書を添付できない学生）は，「申請書の申し送り事項欄」に状況を具体的に記載してください。

(4) アルバイトの収入がわかる証明書（任意）

【留意事項】

「申請書の申し送り事項欄」に事情等を記載してください。

※得られるはずであった収入が得られなくなった、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）した、家庭の経済状況が悪化したことで、アルバイト収入を増やさざるを得ない等の状況を「申請書の申し送り事項欄」に記載してください。

証明書類は、提出が求められる場合がありますので、用意をしておいてください。

※「申請の手引き」P6を参照してください。

(5) 奨学金の証明書

【留意事項】

※認定書の写し

- ・ 第一種奨学金（奨学生証）
- ・ 民間による支援制度等

② 提出先 歯学部学生課

③ 提出締切日 令和4年3月15日（火）正午 【必着】

④ 提出方法 学生課窓口 又は 郵送にて送付

5 選考及び推薦

大学で要件を審査し、日本学生支援機構へ推薦する。

（※要件を満たしたすべての学生が採用されるとは限りません）

6 お問い合わせ先

歯学部学生課

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台1-8-13

メールアドレス：de.student@nihon-u.ac.jp

※電話での問い合わせは御遠慮ください

以 上